

第三者調査委員会報告書に対する県教育委員会の考え方 及び学校、県教育委員会の対応上の問題点と発生理由等

令和4年3月5日
岡山県教育委員会
教育長 鍵本芳明

県教育委員会としては、令和3年3月26日にいただいた調査報告書は、第三者調査委員会が関係者から聴き取り等を行い、詳細に報告をまとめられたもので、県教育委員会や学校として認識できていなかった内容等についても幅広く記載され、問題点やその発生の背景等も指摘されていることから、全て間違いないものと認識しております。

また、生徒の自死の原因是、調査報告書に記載のとおり、事案発生前に既に形成されていた野球部監督と生徒との関係性を背景とする、野球部監督からの生徒に対する叱責や体罰であり、これらの言動は、教員という立場を利用したハラスメントであったと考えております。

このたびの事案に関する学校、県教育委員会の対応上の問題点と発生理由等について、調査報告書の指摘に基づき、以下のとおり概要を記載していますが、自死の原因調査が適切に実施できなかったことや第三者調査委員会の設置が遅くなつたことなど、これらの問題点の背景には、組織としての保身があつたと考えております。

今後の再発防止策を策定する際にも、これらの背景に留意するとともに、調査報告書に記載された全ての問題点を踏まえ検討を進めていきたいと考えております。

1 事案発生前の問題点＜県教育委員会関係、学校関係＞

(1) 生徒の自死を想定した体制づくりができていなかったこと

※調査報告書第Ⅱ部第2章2節、6節、7節関係

問題点の発生理由

事案の発生以前、県教育委員会及び当該校においては、どのような生徒でも、状況によっては自死に至る可能性があるという意識が低く、自死するに至る心理状態や自死のサインなどの把握に関する知見や考え方、そのようなサインを察知した際の対応などについての認識も不十分であったことから、生徒の自死を想定した危機管理マニュアルや、自死に関係した職員研修、対応するための校内組織も整備できておらず、スクールカウンセラーの活用に関する生徒への周知や指導もできていなかつたと考えています。

また、生徒が、体罰やハラスメントなどを受けた場合の相談体制や指導もできていなかつたと考えています。

関係職員

- 事案発生時の生徒指導推進室長
- 事案発生時の生徒指導推進室参事

- 事案発生時の校長
 - 事案発生時の副校長
 - 事案発生時の教頭
- [上記 5名の理由]

生徒の自死を想定した体制を整備する立場にありながら、どのような生徒でも、状況によっては自死に至る可能性があるという意識が低く、生徒の自死事案の対応に係る認識も不十分であったことから、生徒の自死を想定した体制づくりができていなかった。

また、生徒が、体罰やハラスメントなどを受けた場合の相談体制や指導もできていなかった。

(2) 野球部の指導及び指導体制について、適切でない部分があったこと

※調査報告書第Ⅱ部第2章3節、4節、5節関係

問題点の発生理由

本来、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものでなければなりませんが、当時、学校においては、体罰やハラスメントなどについて、教職員や生徒に対する周知や研修ができておらず、そのような中、野球部の監督は、自身も過去に野球に携わる中で、不適切な指導を受けた経験があり、自分の指導方法は間違っていないとの認識により、普段から厳しい指導を行い、生徒に対し激しい叱責や体罰など、ハラスメントとなる不適切な指導を行ったと考えています。

また、当時の野球部が、例年と比べて結果を残すことができる強いチームであったことや、このような一教員の言動を抑止するための仕組みが皆無であったことも、監督の不適切な指導を防ぐことができなかつた要因と考えています。

さらに、当時は監督を含め4名の顧問がいましたが、例年に比べて結果を残すことができる強いチームであったことから、監督の指導方法等に口を挟むことをせず、監督一人に任せきりの部活動の運営が常態化しており、部活動の方針や指導指針、具体的な指導方法等について、顧問間で情報共有することによる、相互チェック機能が全く働いていなかつたと考えています。

関係職員

- 事案発生時の校長
 - 事案発生時の副校長
 - 事案発生時の教頭
- [上記 3名の理由]

管理職として、部活動の適切な運営を管理指導する立場にありながら、このような一教員の言動を抑止するための仕組みが皆無であったことから、監督一人に任せきりの部活動の運営の常態化を是正せず、監督の激しい叱責や体罰など、ハラスメントとなる不適切な指導を防ぐことができなかつた。

○事案発生時の野球部監督

[理由]

自身も過去に野球に携わる中で、不適切な指導を受けた経験があり、自分の指導方法は間違っていないとの認識により、野球部員に対して、普段から厳しい指導を行い、生徒に対し激しい叱責や体罰など、ハラスメントとなる不適切な指導を行った。

○事案発生時の野球部部長

○事案発生時の野球部顧問

○事案発生時の野球部顧問

[上記3名の理由]

当該校の野球部は複数顧問制であり、部活動の方針や指導指針、具体的な指導方法等について、顧問間で情報共用することによる、相互チェック機能を働かせるべきであったが、監督一人任せきりの部活動の運営を続けさせ、監督の激しい叱責や体罰など、ハラスメントとなる不適切な指導を抑止することができなかった。

2 事案発生後の問題点＜学校関係＞

(1) ご遺族の心情に寄り添った対応ができなかつたこと

※調査報告書第II部第3章1節の1、1節の3、1節の4、1節の6、1節の7、1節の8関係

問題点の発生理由

当初の対応について、管理職は、生徒が自死した翌日にご遺族宅を弔問した際に、ご遺族は生徒の自死の事実を広げないでほしい、また、葬儀は家族のみで行うことを希望しているという認識を持ちましたが、実際のご遺族の意向は、クラス単位で来られたらとても対応できないが、個人的に弔間に来られるのは構わない、というものであり、この管理職とご遺族の間での認識の齟齬があったことを学校側が理解できていなかつたことが、適切な対応ができなかつた大きな要因であったと考えています。

その後の、生徒・保護者や職員への説明、報道への対応、職員間の情報管理、ご遺族への情報提供等の対応については、「緊急対応の手引き」等に従い対応すべきでしたが、当時対応した管理職には、ご遺族の意向を丁寧に確認しながら学校の対応を進めるなどの認識が不十分であったことや、ご子息を亡くしたご遺族の気持ちや置かれた状況に、深く思いが至らなかつたことから、ご遺族の心情に寄り添った適切な対応ができなかつたと考えています。

学校がご遺族に対して消極的対応に終始した背景要因には、生徒の自死の翌日に、岡山中央警察署から、いじめの事件性を含む案件ではない、と聞かされたことや、学校が教科担当の教員に対して行った当該生徒の自死直前の3日間に絞った極

めて簡易なアンケート調査の結果、自死の原因に結び付く事情は見つからなかつたと考えたこと、また、教員が自死の原因になつてゐるはずがないという、思い込みもあったと考えています。

また、当初の対応の中で、管理職が、ご遺族は生徒の自死の事実を広げないでほしい、という意向を持たれているという誤った認識を持ち、その後の対応においても、この誤った認識に基づき対応し続けたことも、背景要因であったと考えています。

関係職員

- 事案発生時の校長
- 事案発生時の副校長
- 事案発生時の教頭

[上記3名の理由]

管理職として、事案の発生後の対応について、ご遺族の意向や感情をしっかりと把握し、その状況に基づいた対応ができなかつた。

(2) 自死の原因調査が適切に実施できなかつたこと

※調査報告書第II部第3章1節の2関係

問題点の発生理由

自死の原因調査については、原因が生徒同士のトラブルにある可能性や教職員の対応にある可能性も否定できないもので、これらの可能性も踏まえて調査を実施する必要がありました。

また、文部科学省の通知（平成23年6月1日付文部科学省初等中等教育局長通知「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について」）に基づき、ご遺族の意向も丁寧に確認しながら、生徒が置かれていた状況について、できる限り全ての教職員から迅速に聴き取り調査を行うとともに、生徒との関わりの深い在校生からも迅速に聴き取り調査を実施すべきでしたが、学校は、自死の原因に様々な可能性があり、広く聴き取り調査を実施しなければならない事案ではないと判断したことから、調査対象、調査方法、質問項目などが極めて杜撰で不十分なものとなつてしまつたと考えています。

さらに、ご遺族から野球部監督の言動が生徒の自死の原因に関わっている可能性があるとの発言を受けていましたが、教員が自死の原因になつてゐるはずがないという思い込みにより、野球部員からの聞き取りを監督に行わせたことは、調査方法として極めて不適切な対応であったと考えています。

このような対応となつた背景には、ご遺族に寄り添うという姿勢の欠如、原因究明に対する積極的な姿勢の欠如、岡山中央警察署からいじめの事件性がない旨聞かされたこと、広く調査すべき事案ではないという一度決めた方針について、柔軟に見直そうとする姿勢を欠いた、組織としての保身、また、教員が自死の原因になつてゐるはずがないという、思い込みもあったと考えています。

関係職員

- 事案発生時の校長
- 事案発生時の副校長
- 事案発生時の教頭

[上記3名の理由]

管理職として、ご遺族の意向も丁寧に確認しながら、迅速に広く聴き取り調査を実施すべきであったが、調査対象、調査方法、質問項目などが極めて杜撰で不十分であった。

(3) 野球部の活動再開等の判断に誤りがあること

※調査報告書第II部第3章1節の5関係

問題点の発生理由

野球部の活動再開については、部員の一人が自死したという重大事案であることから、ご遺族の意向も丁寧に確認するとともに、個々の部員の心理面への影響にも配慮し、校長の判断により慎重に対応すべきでしたが、部員の一部から練習再開を望む声があったことや、教員が自死の原因になっているはずがなく、再開しても問題ないとの思い込みから、ご子息を亡くしたご遺族の気持ちを考慮するなど、十分な検討を行うことなく、野球部監督の判断で再開し、ご遺族から監督の言動と自死との間に関連性があるのではないかとのご意見を受けた後も、野球部の活動を休止せず、監督を対象とした調査も実施しなかったと考えています。

また、当該教諭を野球部の監督に慰留したことについても、当時、自死と野球部の活動の関係に重大な関係があったことを、学校として認識できていなかったことから、そのような対応になったと考えています。

関係職員

- 事案発生時の校長
- 事案発生時の副校長
- 事案発生時の教頭

[上記3名の理由]

野球部の活動再開や監督の処遇については、管理職として、ご遺族の意向も丁寧に確認しながら慎重に判断すべきであったが、誤った判断を行った。

3 事案発生後の問題点<県教育委員会関係>

(1) 初動における学校への指導が適切でなかったこと

※調査報告書第II部第3章2節の1関係

問題点の発生理由

県教育委員会としては、危機管理マニュアル等に則り、その権限を生かし、必要

な調査を行い、学校とご遺族の継続的な対話の場を設けることなど、適切に学校を指導すべきでしたが、県教育委員会においても自死の背景を理解しようとする積極的な姿勢が欠けていたこと、また、生徒の自死事案などの重大事案に係る危機対応への認識や、本事案と野球部活動に重大な関係性があったことなど、様々な可能性を想定した対応への認識が全くもって不十分であったことから、学校への適切な指導ができなかったと考えています。

関係職員

- 事案発生時の教育長
- 事案発生時の教育次長
- 事案発生時の生徒指導推進室長
- 事案発生時の生徒指導推進室参事

[上記4名の理由]

県教育委員会として、その権限を生かし、積極的に学校を指導すべきであったが、生徒の自死事案などの重大事案に係る危機対応への認識等が全くもって不十分であったことから、学校への適切な指導を行わなかつた。

(2) 県教育委員会による自死の原因調査が不十分であったこと

※調査報告書第II部第3章2節の2関係

問題点の発生理由

生徒の自死の原因調査に当たっては、「背景調査の在り方について」の指針に基づき、ご遺族の意向も丁寧に確認しながら、県教育委員会として主体的、積極的に関わり、できる限りの配慮と説明を行う必要があり、ご遺族から更なる調査の要望がある場合にはより詳しい調査の実施についてご遺族と協議を行う必要がありましたが、ご遺族と協議することなく、聴取者や聴取内容、調査方法、聴取対象者について、ご遺族に何ら説明、相談することなく、調査を実施しました。

これは、自死の原因には様々な可能性があり、広く聞き取り調査を実施しなければならないという認識や、幅広い調査やその影響の分析を行う姿勢が欠け、その結果、ご遺族から申し入れがなければ調査を行わず、ご遺族から要望があつても最低限の範囲で回答するなど、消極的で受け身の対応となつたことから、調査対象、調査方法、質問項目などが限定的かつ不十分なものにとどまつたと考えています。

関係職員

- 事案発生時の教育長
- 事案発生時の教育次長
- 事案発生時の生徒指導推進室長
- 事案発生時の生徒指導推進室参事

[上記4名の理由]

県教育委員会として、主体的、積極的に関わり、生徒の自死原因の調査にあ

たり、迅速に、できる限り広く調査を実施すべきであったが、原因調査は限定的かつ不十分なものにとどまった。

(3) 第三者委員会の設置が遅くなったこと

※調査報告書第Ⅱ部第3章2節の3関係

問題点の発生理由

当初、ご遺族から第三者委員会という独立の組織において、自死の原因調査をしてもらいたいという意向を受けていましたが、県教育委員会としては、原因究明に対する積極的な姿勢の欠如や、ご遺族の意向に寄り添うという姿勢が欠如していたことから、第三者委員会の設置に向け対応しなかったものと考えています。

その後、平成25年2月の新聞報道をきっかけに、ご遺族の要望を踏まえ、第三者委員会の設置に向け、設置方法等について協議を重ねる中、公平性・中立性を担保するため知事部局による第三者委員会の設置を求めるご遺族と、第三者委員会は県教育委員会が設置し、事務局も県教育委員会が担当するとの考えを崩さなかった県教育委員会との間で意見が合わず、協議が進展しない状況が続きましたが、県教育委員会として、一度決めた設置方法等について、柔軟に見直そうとする姿勢を欠いた組織としての保身もあり、ご遺族が要望する形で第三者委員会を設置しようとする努力を怠ったことから、設置が大幅に遅れたと考えています。

この対応は、県教育委員会として、ご遺族をなだめるような対応をすれば第三者委員会の設置をせずとも事態を收拾できるのではないかという甘い認識を持っていたことも原因と考えています。

また、県教育委員会とご遺族との話し合いの中で、県教育委員会の職員から「遺族が、因果関係があると言いつづけが明かないから第三者委員会を設置することになったのであり、教育委員会として第三者委員会を設置したいと考えているわけではない」との発言があり、これは「背景調査の在り方について」の指針を適切に理解できていないことによる、極めて不適切な発言であったと考えています。

関係職員

- 事案発生時の教育長
- 事案発生時の教育次長
- 事案発生時の生徒指導推進室長
- 事案発生時の生徒指導推進室参事
- H25の教育次長
- H25～H26の生徒指導推進室長、H28の教育次長
- H25～H26の生徒指導推進室参事
- H26の教育次長
- H27の教育次長
- H27～H28の生徒指導推進室長
- H27の生徒指導推進室参事
- H28の生徒指導推進室副参事

[上記12名の理由]

県教育委員会として、ご遺族の意向を受け、第三者委員会を早期に設置すべきだったが、ご遺族が要望する形で第三者委員会を設置しようとする努力を怠った。

(4) 報道機関から誤解を与える報道がなされたこと

※調査報告書第II部第3章2節の4関係

問題点の発生理由

平成25年10月30日の報道については、報道機関が事前に県教育委員会に取材し記事になったものですが、その内容は県教育委員会の認識と異なるもので、本事案とも関連性がないにも関わらず、関連があるかのような内容になっており、県教育委員会としても、ご遺族からの連絡を受け、報道機関に対して正式に抗議をしましたが、訂正記事の掲載には至っていません。

しかしながら、記事の内容が、当時、ご遺族と協議を進めていた内容とも関連があり、報道機関も関心を持っていたと考えられることから、取材を受けた際には、本事案と関連があるかのような記事とならないよう、より慎重に対応するとともに、事前にご遺族に状況を伝えるなど丁寧な対応を行うべきでしたが、そのような配慮を怠ったと考えています。

関係職員

- H25～H26 の生徒指導推進室長
- H25～H26 の生徒指導推進室参事

[上記2名の理由]

平成25年10月30日の報道については、内容が、当時、ご遺族と協議を進めていた内容とも関連があり、報道機関も関心を持っていたと考えられる事から、取材を受けた際には、本事案と関連があるかのような記事とならないよう、より慎重に対応するとともに、事前にご遺族に状況を伝えるなど丁寧な対応を行うべきだったが、その配慮を怠った。

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会について

1 趣 旨

平成24年7月25日に発生した岡山県立岡山操山高等学校2年生男子生徒が自殺した事案についての調査を行うため、御遺族の要望により、第三者調査委員会を設置する。

2 主な所掌事項

- ・当該生徒の自殺に至るまでの事実経過及びそれらの事実の背景等の調査
- ・当該生徒が自殺に至るまでの事実経過における学校の対応の事実経過及び事実の背景等の調査
- ・上記事実を踏まえた自殺の原因の究明
- ・学校及び県教育委員会の自殺前後の対応が適切であったかの検証
- ・再発防止に関する提言

3 設置主体

岡山県教育委員会（岡山県及び岡山県教育委員会が共同で運営）

4 委員（5名） ◎：委員長、○副委員長（五十音順 敬称略）

そ が 曾 我	さ と 智 史	（弁護士）
○ 竹 内 にいおか	たけうち 俊 子	（広島修道大学名誉教授）
◎ 新 阜 にしやま	ま ゆ み 真由美	（弁護士）
西 山 み ず た	ひ さ こ 久 子	（福岡教育大学教授）
水 田 一 郎	い ち ろ う 一 郎	（大阪大学キャンパスライフ健康支援センター教授 精神科医）

【参考】経緯

H29.5.31	御遺族側弁護士から、第三者による調査組織を岡山県に設置すること等を、文書により知事に要望
H29.6.28	御遺族と知事が面会
H29.7.19	知事が、第三者による調査委員会を県教育委員会に設置し、中立性を確保しながら調査を実施する旨を文書回答
H29.8～ H30.7	第三者調査委員会設置要綱や委員の人選について、御遺族と県・県教委とで協議
H30.8.16	第1回第三者調査委員会（概要説明、遺族との面談等）
H30.10.9	第2回第三者調査委員会（専門家からの意見聴取等）
H30.11.4	第3回第三者調査委員会（調査方針について）
H30.12.24	第4回第三者調査委員会（今後の進め方等について）
H31.1.13	第5回第三者調査委員会（アンケート調査等について）
H31.2.2	第6回第三者調査委員会（今後の進め方等について）
H31.2.23	第7回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
H31.3.31	第8回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
H31.4.26	第9回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.5.25	第10回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.6.25	第11回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.7.30	第12回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.8.31	第13回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.10.31	第14回第三者調査委員会（聴き取り調査等について）
R1.11.28	第15回第三者調査委員会（事実認定等について）
R1.12.17	第16回第三者調査委員会（事実認定等について）
R2.2.15	第17回第三者調査委員会（事実認定等について）
R2.5.23	第18回第三者調査委員会（事実認定等について）（Web会議）
R2.6.23	第19回第三者調査委員会（事実認定等について）（Web会議）
R2.7.23	第20回第三者調査委員会（事実認定等について）
R2.8.27	第21回第三者調査委員会（事実認定等について）
R2.10.1	第22回第三者調査委員会（報告書内容等について）（Web会議）
R2.10.22	第23回第三者調査委員会（報告書内容等について）
R2.11.26	第24回第三者調査委員会（報告書内容等について）
R3.1.30	第25回第三者調査委員会（報告書内容等について）
R3.2.13	第26回第三者調査委員会（報告書内容等について）（Web会議）
R3.3.26	第三者調査委員会からの報告書提出